

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年7月28日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京田辺市興戸犬伏18-1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 京田辺市上下水道部 京田辺市公営企業管理者職務代理者上下水道部長 高田 太			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	7台	台	1台	7台
	冷蔵機器及び冷凍機器	台	台	台	台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	キログラム		12.3	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	キログラム		キログラム	
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロンの使用機器の簡易点検マニュアルを整備している。業務用空調機器につき定期的に点検している。			
	廃棄時	製品廃棄時には充填回収業者から交付された引き取り証明書の受領を以て代替フロンが回収されたことを確認し、管理者まで報告している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	夏期到来前に試運転し、定期的に業者に点検してもらっている。			
	廃棄時	管理規定通り充填回収業者から引き取り証明書を受領し報告の上保管している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	導入予定なし				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。